

## 災害復旧工事における工事書類簡略化及び工事成績評定の取扱い

令和元年 11 月 14 日

改定：令和 2 年 12 月 2 日

技術管理室

## 1 目的

台風第 19 号等による被害に対し、速やかな復旧が求められるうえ、膨大な数の復旧工事が集中することにより、技術者不足による復旧事業の遅れが県内全域で懸念される。この状況を踏まえ、災害復旧等工事においては工事書類を簡略化できることとし、工事成績評定と合わせて以下のとおり取り扱うこととする。

## 2 対象工事

- (1) 台風第 19 号による被害に対する公共土木施設災害復旧工事のほか、令和元年度に発生した災害復旧に関連する工事。
- (2) 令和 2 年度に発生した公共土木施設災害復旧工事  
・発注方式ごとの取扱いは【別表 1】のとおりとする。

## 3 工事書類の簡略化及び工事成績評定の取扱い

- (1) 工事書類の簡略化における提出、報告および提示書類は、下記及び別紙の「**工事書類一覧（工事書類簡略化選択工事に適用）**」\*に示すとおりとする。  
※：R2.10.1 適用の書類簡素化（試行）と整合させている
- (2) 受注者は、上記（1）の工事書類の簡略化を行うかについて選択できることとする。また、書類を簡略化した場合は、工事成績評定は行わないこととする。
- (3) 上記（2）の工事成績評定について、発注機関が粗雑工事等\*と判断した場合は受注者の意向にかかわらず実施するものとする。  
※20 建政技第 82 号「工事（委託業務）の適正な執行について」における（別紙）に記載の不適合事例
- (4) 提示が必要な書類は、受注者が工事完了年度を含めて 5 年間保管するものとする。

### ○提出・報告が必要な主な書類

- ・契約関係書類
- ・施工計画書
- ・工事打合せ簿（協議書）
- ・品質管理関係書類
- ・出来形管理関係書類
- ・建設業法、適正化法に基づく書類（施工体制台帳等）
- ・工事写真

### ○提示が必要な主な書類（※受注者が保管（工事完了年度を含めて 5 年間））

- ・リサイクル法、建設リサイクル法に基づく書類（再生資源利用計画書等）

- ・下請契約書の写し等
- ・生コンクリートの納入書

#### ○その他の書類

提出、報告および提示は不要とする。

#### 4 工事検査の取扱い

3の定めにより工事書類の簡素化を行った工事は、会計局が行う検査の対象外とし、発注機関の長が指定した職員が検査を行うものとする。

#### 5 適用年月日

令和2年12月2日から適用。ただしこれ以前に発注した対象工事への適用も可とする。

【別表1】 発注方式別の工事書類・検査・成績評定

発注形態	発注方式	設計額	工事書類	検査	成績評定
	緊急を要する工事の取扱要領 <sup>※1</sup> に基づく工事 (1者随契)	1,500万円 未満 <sup>※2</sup>	簡略化	発注機関	行わない
即応すべき工事 (随意契約) <sup>※4</sup>	上記取扱要領によらずに随契する工事(地方自治法施行令167条の2第1項第5号(緊急を要する場合)により随意契約(2者以上、ただしJVの場合は1者 <sup>※3</sup> ))	1,500万円 以上	通常	会計局	行う
			簡略化	又は 発注機関	行わない
通常の発注	受注希望型競争入札 (総合評価(簡易型)を含む)	—			

#### 本取扱の範囲(受注者が選択可能とする)

※1 災害等の発生により緊急を要する工事の入札方法に関する取扱要領(平成21年7月24日施行)

※2 やむを得ない理由等により、変更設計額が1,500万円以上となる場合も含める

※3 令和元年(2019年)11月7日付け元建政技第290号「道路施設に係る応急工事における随意契約方式の活用について(通知)」

※4 「即応すべき工事」における書類作成は、別紙「工事書類一覧」によらず、発注機関の判断により必要最小限とすることができる